



2015年度人事院勧告

月例給0.36%、一時金0.1ヶ月改善 高齢層も1,100円の改善

政府の意向に沿って強行に フレックスタイム制導入

人事院は、8月6日政府と国会に対して、国家公務員の給与と勤務時間に関する勧告を行いました。

今回の勧告では、月例給、一時金ともに2年連続プラスとなり、俸給表の水準は1469円(0.36%)の改善、一時金は0.1ヶ月分の改善となつていま

月例給では、初任給を2500円引き上げるなど若年層に重点を置きつつ、高齢層の民間との格差が縮小したとして1,100円(0.4%)の引き上げが行われます。ただ、この金額は緩和措置の中含まれてしまいますので実質アップにはつながりません。

定年延長やフルタイム採用 意見の申し出を避け責任放棄

再任用については、フルタイム中心の勤務の実現にむけて、各府省に計画的に「能力及び経験を有効に

活用できる配置」や「受入体制の整備」などを求めるとともに、定員管理の面があるとしても「一層の工夫が求められる」と言及したものの、これまで「実態を把握して対応する」としていた姿勢からすれば、改めて「定年延長やフルタイム採用」の意見の申し出を行わなかったことは、問題です。

一方、「フレックスタイム制」の導入は、「職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意し、職員がその能力を十分に発揮し、高い

その導入を強行しています。そして、「フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要」として、これまで同様、増員には言及することを避け「個人の犠牲の上に立って業務遂行する」という姿勢を変えていません。

ユニオンは、フレックスタイム制の導入は、育児や介護を抱える職員などについて有効で有り推進すべきですが、全職員となると、国民サービスの低下を招くのは明らかであり、さらに、管理職員の労働強化にもつながるとして、反対してきました。そしてこうした小手先の工夫でなく、増員により、職場の中で助け合い協力し合い、業務遂行が求められる職場環境の確立を求め

<本年の給与勧告のポイント>

＝月例給、ボーナスともに引上げ＝

① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ

② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

＝給与制度の総合的見直し＝(平成28年度において実施する措置)

① 地域手当の支給割合の引上げ

② 単身赴任手当の支給額の引上げ

<勤務時間に関する勧告のポイント>

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(平成28年4月実施)

・フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る

・組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定する・育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

平成27年度の地域手当の級別支給割合

見直し前の級地 (支給割合)	平成27年度の 地域手当の (支給割合)	見直し後の級 地(30.3.31) (支給割合)
1級地 18%	18.5%	1級地 20%
2級地 15%		2級地 16%
3級地 12%	15%	3級地 15%
2級地 15%		
3級地 12%	14%	4級地 12%
4級地 10%		
3級地 12%	12%	4級地 12%
4級地 10%		
5級地 6%	10%	5級地 10%
4級地 10%		
5級地 6%	9%	6級地 6%
6級地 3%		
5級地 6%	6%	6級地 6%
6級地 3%		
非支給地 0%	4%	7級地 3%
6級地 3%		
6級地 3%	3%	7級地 3%
非支給地 0%		
	2%	

また、パワハラは、職場内秩序を乱し、各組織の正

パワハラ防止
啓発資料の配付

地域手当については、昨年度勧告で平成29年度末までの3年間に順次改定することになっており、その勧告にそって支給割り合いの見直しがされています。単身赴任手当も平成28年4月より基礎額を40,000円、加算額の上限が70,000円に改定されます。

地域手当は昨年勧告によって改定
単身赴任手当も増額

常な業務運営の障害となり得るだけでなく、上司から部下への不用意な言動によって、職員の勤務意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものである。パワハラを防止していくため、パワハラを分かりやすく説明した啓発資料の職員への配布等、職員一人一人の啓発をより一層推進していく。としています。

一時金改定月数

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225 (支給済み)	1.375 (改定なし)
勤勉手当	0.75 (支給済み)	0.85 (現行0.75月)
28年度 期末手当	1.225	1.375
以降 勤勉手当	0.8	0.8

行政職 俸給表(一)

2015年度勧告による新俸給月額

号俸	4級 俸給月額			5級 俸給月額			6級 俸給月額			7級 俸給月額		
	H26年度	H27年度	差額	H26年度	H27年度	差額	H26年度	H27年度	差額	H26年度	H27年度	差額
1	258,300	259,900	1,600	285,000	286,200	1,200	315,800	317,000	1,200	360,100	361,300	1,200
5	266,300	267,700	1,400	293,700	294,900	1,200	324,800	326,000	1,200	369,900	371,100	1,200
9	274,600	275,800	1,200	302,700	303,900	1,200	333,300	334,500	1,200	379,800	380,900	1,100
13	282,800	284,000	1,200	311,700	312,900	1,200	341,800	343,000	1,200	390,200	391,300	1,100
17	291,000	292,200	1,200	320,200	321,400	1,200	349,800	351,000	1,200	398,900	400,000	1,100
21	299,200	300,400	1,200	328,300	329,500	1,200	357,600	358,700	1,100	406,500	407,600	1,100
25	307,200	308,400	1,200	336,100	337,300	1,200	365,400	366,500	1,100	413,800	414,900	1,100
29	315,400	316,600	1,200	343,600	344,700	1,100	372,800	373,900	1,100	420,000	421,100	1,100
33	323,100	324,300	1,200	351,100	352,200	1,100	379,800	380,900	1,100	425,000	426,100	1,100
37	331,100	332,200	1,100	357,800	358,900	1,100	385,700	386,800	1,100	430,000	431,100	1,100
41	338,800	339,900	1,100	363,200	364,300	1,100	390,300	391,400	1,100	433,000	434,100	1,100
45	345,900	347,000	1,100	367,100	368,200	1,100	394,500	395,600	1,100	435,900	437,000	1,100
49	351,900	353,000	1,100	370,700	371,800	1,100	397,200	398,300	1,100	438,300	439,400	1,100
53	355,800	356,900	1,100	373,800	374,900	1,100	399,100	400,200	1,100	439,900	441,000	1,100
57	359,800	360,900	1,100	376,400	377,500	1,100	400,300	401,400	1,100	441,300	442,400	1,100
61	362,300	363,400	1,100	378,700	379,800	1,100	401,500	402,600	1,100	442,600	443,700	1,100
65	364,600	365,700	1,100	381,000	382,100	1,100	402,700	403,800	1,100			0
69	367,000	368,100	1,100	383,200	384,300	1,100	403,800	404,900	1,100			0
73	369,200	370,300	1,100	385,100	386,200	1,100	404,900	406,000	1,100			0
77	371,500	372,600	1,100	386,600	387,700	1,100	405,900	407,000	1,100			0
81	373,600	374,700	1,100	387,700	388,800	1,100	406,900	408,000	1,100			0
85	375,400	376,500	1,100	388,700	389,800	1,100	407,900	409,000	1,100			0
89	377,100	378,200	1,100	389,700	390,800	1,100			0			0
93	378,700	379,800	1,100	390,700	391,800	1,100			0			0
97			0			0			0			0